

## 町田市民病院患者給食業務委託仕様書

### 1 目的

本業務委託は、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等（平成6年8月厚生省告示238号）（以下入院時食事療養の基準という）等の病院給食関係法令に基づき、治療または回復に資するため、入院患者の病態に応じた適切な食事を提供し、効率的な業務運営を目的とする。

### 2 基本方針

- (1) 受託者は、患者給食業務が患者に対する治療の一環であることの認識の上、町田市民病院約束食事箋に基づき、所要の栄養量が満たされる安全な食事を提供する。
- (2) 献立の作成にあたっては、食種や患者の嗜好を考慮・工夫し、患者の満足度を高めること。
- (3) 入院時食事療養の基準等及びHACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づき、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月厚生労働省生活衛生局長通知衛食第85号別添）に準拠した衛生管理を順守し、患者給食に係る委託者の運営方針に沿って、その職務を忠実に実施するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の指定した方法により、適時適温給食を実施し、選択食又は、各季節の行事食を供すること。
- (5) 食材の調達にあたっては、町田市内の事業者からの調達を配慮しつつ、他の経済的な調達先についても検討すること。
- (6) 災害防止及び事故防止の体制を整備すること。
- (7) 患者満足度や喫食率向上のために栄養委員会など委託者の開催する委員会や検討会に参画し、業務の資的向上や改善を行うこと。
- (8) 病院内において患者やその家族等と接する機会には、病院スタッフの一員として十分な接遇や言葉遣いに留意し、患者満足度の維持・向上を行うこと。

### 3 委託業務の範囲・経費負担区分

- (1) 町田市民病院における患者給食業務及びそれに付随する業務とする。なお、委託業務の範囲及び経費負担区分については、「別表1-1」及び「別表1-2」のとおりとする。
- (2) 委託者の事項にあっても受託者の過失により生じた損害の費用は受託者の負担とする。
- (3) その他上記にない業務については、協議して決定する。

### 4 委託期間

2022年10月1日～2025年9月30日（長期継続契約）

## 5 委託業務の場所

東京都町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

## 6 給食の概要

- (1) 病床数 447床 (12病棟)
  - (2) 予定食数 1食あたり261食 ※2019年度実績より
  - (3) 約束食事箋 122種 (栄養成分別、疾患別、形態別併用呼称)
- ※ 詳細は「別表2」「別表3」を参照のこと。

## 7 委託業務の内容等

### (1) 病院食全般並びに配膳・下膳及び病院食に関する関連業務全般

- ア 献立作成    イ 発注・検収    ウ 食数管理    エ 調理・盛付業務
- オ 配膳業務    カ 下膳業務    キ 食器洗浄・消毒・保管
- ク 施設管理    ケ 調乳業務    など (詳細は「別表4」を参照のこと。)

### (2) 厨房及び病院食関連機器類の点検、清掃等

- ア 主要調理機器の保守点検事項 (詳細は「別表5」を参照のこと。)
- イ 受託者は調理室内を清潔に保ち、また「別表6」に記載がある機器の状態を良好に保つことを目的とした、清掃マニュアルを作成し、委託者の承認を得ること。また、清掃作業終了後において、点検表及び日報等にて委託者の承認を得ること。
- ウ 下記については病院で行う。
  - ① 天井、天井の配管、最上部コード等 1回/1年
  - ② 床ポリッシャーかけ 1回/1月
  - ③ 換気扇 1回/6ヵ月
  - ④ 配膳用エレベーター 1回/1日

### (3) 献立作成について

- ア 町田市民病院約束食事箋に基づき、委託者の給食システムを使用し、献立を作成する。なお、町田市民病院約束食事箋は、各種法律、日本人の食事摂取基準、各病態別ガイドライン等に基づき委託者により適宜改定する。
- イ 献立の提出は一ヶ月毎とし、前月10日までに委託者へ提出し承認を得ること。なお、提出された献立について委託者から承認を得られなかった場合、受託者は速やかに対応し前月20日までに再提出を行い、受託者の承認を得ること。
- ウ 献立には行事食、選択メニューを含めること。また、サイクルメニューは四季別とし、季節に応じた食材の使用を基本とすること。
- エ 産後食 (入院中1回の祝膳を含む) は、年2回、嗜好調査等を自ら実施し、委託者に報告して協議、決定すること。
- オ 小児食・離乳食は年齢 (月齢) に応じた食べやすい工夫や内容にすること。

カ 緩和ケア病棟の患者や病態により食欲不振及び低栄養の患者に対し、個別の対応が必要と委託者が認めるときは、速やかに委託者の指示により対応すること。

キ 検食簿に記載された改善事項・意見等は十分に検討し、速やかに反映すること。

ク 行事食等の献立は、承認を得た後、毎月開催される栄養委員会において、報告を行うこと。

(4) 食材、経腸栄養剤及びケア食品等の選定について

治療上必要な食材及び経腸栄養剤等は、委託者の指示より、対応すること。

(5) 調理指導については、委託者からの改善指示について随時調理指導を実施し、反映状況を報告すること。

(6) 食数管理について

電子カルテから給食オーダーを給食システムに取り込み、内容を確認し、食札を出力し、厨房に指示をする。取り込み時間は、「別表7」の各食オーダーの締め切り時刻とする。

(7) 発注業務について

発注業務については給食システムを使用し、以下の事項を行う。

ア 予定人数の入力

イ 発注書の作成

ウ 発注及び管理

※詳細は「別表8」を参照のこと

(8) 調乳について

ア 調乳担当は栄養士とする。

イ NICU、小児科、新生児室等の調乳及び哺乳瓶等の洗浄を行う。

※詳細は「別表9」参照のこと。

(9) 配膳時間

ア 配膳時間の基本的な流れは以下のとおりとし、この時刻に対応すること。

	配膳時間	上膳 (栄養科→病棟)	下膳 (下膳車引揚時間)	オーダー 締め時間
朝食	8:00	6:50 ~ 8:00	8:45 ~ 9:00 9:45 ~ 10:00	前日の 17:00
昼食	12:00	10:50 ~ 12:00	13:15 ~ 13:50 14:45 ~ 15:00	10:00

夕食	18:00	16:50 ~ 18:00 離乳食は 16:30	18:45 ~ 19:15 20:10 ~ 20:30	15:00
----	-------	-----------------------------	--------------------------------	-------

イ 緊急入院等への対応

急性期病床運営に伴う上記ア以外の時間帯への喫食対応を含むこと。

ウ 上記ア及びイについては、曜日の属性にとらわれず毎年度4月1日より3月31日の年度内全日とする。

## 8 受託者の責務

### (1) 履行上の注意

受託者は、本業務を遂行するにあたって、公的医療機関である町田市民病院が患者等に医療を提供するものである事を十分認識し、病院給食関連法令を遵守し、良好な保健衛生の確保、良質の病院食の確保に努め、受託業務を継続的・安定的に実施しなければならない。

受託者は、施設、厨房設備の使用において、破損、故障が受託者の故意・過失による場合は、修理費を負担しなければならない。

### (2) 指導助言者の確保

受託者は、次のいずれかの者を指導助言者として有し、委託者からの食事内容に関する必要な改善措置など、日常的に指導・助言に対応することができる体制を整備しておくこと。

ア 病院の管理者の経験を有する医師

イ 病院給食部門の管理責任者の経験を有する医師

ウ 臨床栄養に関する学識経験を有する医師

エ 病院における食事、特に特別食の調整に5年以上の経験を有する管理栄養士

### (3) 受託責任者の配置

ア 受託者は、受託業務を円滑に遂行するため、受託業務現場に医療法施行規則第9条の10第1号に定める者を、業務を遂行する場所に配置すること。なお、その者の資格等を委託者に報告し、承認を受けること。

イ 受託責任者は入院時療養業務を3年以上経験した管理栄養士・栄養士を配置する。

ウ 業務責任者は、次の職務を行うこと。

- ① 委託者との連絡調整
- ② 業務従事者の労務管理、健康管理
- ③ 業務従事者に対する指導、教育
- ④ 施設設備の衛生管理
- ⑤ 業務の遂行管理
- ⑥ その他業務に関する全般的事項

エ 委託者の再三の改善要求に対し改善がみられない場合は、委託者は責任者の変更を求めることができる。

#### (4) 人員の配置及び資格等

ア 受託者は、受託業務を安全かつ確実に遂行できる質的、数的に適切な従事者を配慮すること。

イ 受託者は、病院における食事提供の特性を考慮し、業務現場に専任の管理栄養士を常勤配置すること。

ウ 調理業務従事者は、栄養士または、調理師の資格を有する者で、原則として受託業務履行場所専任の常勤の雇用者とする。調理師及び調理員は病院給食業務経験者を配置すること。

エ 調理・盛り付け業務従事者は、心身共に健康で、病院給食及び保健衛生についての知識並びに良識を兼ね備えた者であること。

オ 給食業務従事者を、業務精度の安定運営から頻繁に変えることがないようにすること。

カ 委託者は、業務の履行に支障があると認める者について、別の従事者への変更を求めることができる。

#### (5) 業務従事者の教育訓練

受託者は、業務従事者に対して少なくとも年4回、管理栄養士及び専門知識・技術を有する者による教育訓練（適正な給食業務の作業工程と内容、設備器具取扱、食中毒・感染予防の方法、大量調理施設衛生管理マニュアルの内容、治療食に必要な知識・調理内容、健康管理、接遇、服装、秘守義務など）を実施しなければならない。実施にあたっては事前計画書、実施報告書を委託者へ提出し、承認を受けなければならない。

#### (6) 業務従事者の衛生管理

ア 受託者は、常に業務従事者の健康保持に留意し、疾病等に罹患した者又は、感染の疑いがある者を業務に従事させてはならない。

イ 受託者は、業務従事者について、業務に支障が生じないように、病原性大腸菌O-157等の検便検査を月1回以上（5～10月は月2回）、健康診断を年1回実施し、結果を速やかに書面により提出すること。その他、必要に応じノロウィルスの検査を行い、結果を委託者に報告すること。

#### (7) 業務従事者の服務

ア 業務従事者は、担当業務に精通するとともに、品位と清潔かつ端正な服装を心がけ、患者等に接するときは、言葉遣いに注意するなど、病院の総合的サービス確保を損なわぬよう接遇には十分留意すること。また、業務に際しては、定められた服装および名札を着用すること。

イ 業務従事者は、委託契約書及び仕様書に基づき業務に従事するとともに、火

気の取り締まりなど安全確保に十分注意しなければならない。

また、病院内に火災その他の事変を発見した時は速やかに病院職員に報告しなければならない。

(8) 業務従事者の義務と損害補填

ア 受託者は、業務上知り得た患者情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはいけない。

ウ 受託者は、給食業務に係る帳票類を委託者の許可なく持ち出してはならない。また、これらの第三者への提供も禁止する。

エ 上記アからウに関して、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責を負うものとする。

オ 受託者は業務の履行について損害賠償保険等必要な保険に加入すること。

(9) 業務報告書等

ア 業務従事者名簿、健康診断書等の提出

受託者は、受託業務に先立ち、業務従事者の名簿、健康診断書（検便結果を含む。）及び調理師・専門調理師・栄養士・管理栄養士の免許の写しを委託者に提出しなければならない。なお、従事者が交代となる場合も同様の扱いとする。

イ 勤務計画書の提出

受託者は、毎月勤務計画表を作成し、前月25日までに委託者に提出する。

ウ 業務及び残食等の報告書提出

受託者は、業務及び残食等の報告を別紙様式により、業務実施月の翌月6日までに提出すること。

エ 作業計画書の提出

受託者は、業務の標準作業計画書を提出しなければならない。

オ 調査報告書関連資料の提出

委託者は、病院給食業務に関し、受託者に対して調査又は報告を求め、受託者はその結果を提出しなければならない。

(10) 契約期間の満了又は契約解約時の引継ぎ

受託者は、契約期間の満了又は解約により、委託業務を受託者以外の事業者を引き継ぐ必要が生じたときは、当院の運営に支障が無いように責任をもって、次期受託者に対し、受託期間内に十分な業務の引き継ぎ及び必要な研修を行うものとする。なお、解約の場合の引継ぎ期間は協議して決定するものとする。

(11) 業務の代行保証

受託者は、火災、労働争議、業務停止等の事情（天変地変・倒産は除く）により患者給食の継続的な提供の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保証制度への加入、又はこれと同等の代行保証等により、次の体制を整備すること。

- ア 給食業者の受託する業務を代行することができること。
- イ 業務を代行できる能力が担保されていること。
- ウ 代行にあたっての連絡体制が明確であること。
- エ 業務再開が可能となった場合は、代行保証に基づく代行を解除すること。

(12) 委託者が実施する事業等への協力

- ア 受託者は、委託者が実施する消防訓練及びその他委託者が必要と認めた事業に協力しなくてはならない。
- イ 受託者は、地震・火災等の災害が発生した場合、委託者からの指示を受け復旧に必要な活動に協力しなければならない。

(13) 再委託の禁止

受託者は受託業務を第三者に委託してはならない。

(14) 連絡調整会議への参加

委託者と受託者間において「連絡調整会議」を設置し、給食業務の安全及び精度管理に関して定例で会議を行い、病院給食の総合的サービス向上に寄与する。このため、会議には受託責任者及び委託者の関係職員が出席しなければならない。

9 契約の解除

委託者は、本仕様書に記載されている事項について受託者が契約を誠実に履行しないと認めた時は、契約期間中であっても契約を解除することができる。

10 疑義の解釈

本仕様書及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。